北九州市長 様

請者(代表者)					
住所					
団体名					
ふりがな					
代表者役職・日	氏名				印
生年月日	年	月	日	(性別:)
電話番号:					

「じーも」商標使用許可申請書

次のとおり、「じーも」の商標を使用したいので申請します。

なお、この申請書の記載事項について事実と相違ないこと、裏面記載の申請資格 を満たすことを誓約します。また、資格確認のため必要な行政機関への照会を行う こと、裏面記載の許可条件を遵守することについて、すべて承諾します。

記

使用目的										
使用商品等										
使用商品数										
使用期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	
備考										

使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

(※以下は、記載の必要はありません。)

上記許可申請書に基づき許可してよろしいか

	担当者	係 長	課長	受付	許可	No.
決						
裁				年 月 日	年 月 日	

申 請 資格

「じーも」の商標使用許可申請に当たっては、北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第6条により、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらないことを要する。

「じーも」の商標の使用に係る許可条件

- 1 商品の使用、その宣伝又は広告に際して、「じーも©北九州市」と、その商品、 包装、広告等に明示すること。
- 2 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- 3 第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、 直ちに北九州市に連絡すること。
- 4 第三者との係争、審判、訴訟等について、北九州市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- 5 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、 これに対し全責任を負い、すべて使用者に負担により処理すること。
- 6 北九州市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
- 7 使用者が、登録商標の使用に際して、故意又は過失により北九州市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を北九州市に賠償すること。
- 8 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、「じーも」商標使用許可変 更申請書(別記様式第5号。)を北九州市長(以下「市長」という。)に提出する こと。
- 9 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「じーも」商標使用許可取消し届 (別記様式第6号。)に、使用許可書(変更があったときは変更後のもの)を添え て市長に提出すること。
- 10 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 11 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。